

計画事業番号	0002710	事務事業名	火災予防事業(消防局)		
所属部	警防部	所属課	予防課	担当・係	火災予防
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

①火災予防の企画及び指導に関する事。②予防関連統計に関する事。③予防広報に関する事。④予防要員の指導育成に関する事。⑤各種講習会に関する事。⑥住宅防火対策の推進に関する事。⑦予防技術資格者の認定に関する事。⑧火災調査及び報告に関する事。

(2)事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	② 手段(どのような方法で実施するのか)	③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
市民、管内の事業所	火災予防ポスターを作成し、管内の事業所等に配布することで防火への意識を普及推進する。	人口1万人当たりの組合の出火件数を減少する。

(3) 事業費

決算額(千円)	平成30年度	2,376
---------	--------	-------

2. 事後評価の部

(1)指標名	実績の推移																					
消防組合管内の出火率(人口1万人当たりの出火件数)	<table border="1"> <caption>実績の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>計画値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>3.0</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>3.0</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3.0</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	計画値	実績値	基準値	3.0	3.0	H27	3.0	2.5	H28	3.0	2.3	H29	3.0	2.3	H30	3.0	2.0	H31	3.0	2.0
年度	計画値	実績値																				
基準値	3.0	3.0																				
H27	3.0	2.5																				
H28	3.0	2.3																				
H29	3.0	2.3																				
H30	3.0	2.0																				
H31	3.0	2.0																				
単位	件/万人																					

(2)現状分析

設 問	分 析			1
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	1
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要は低い	2
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	2
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ①埼玉西武ライオンズの選手をモデルとした火災予防ポスターを4,100枚作成し、管内の事業所等に配布した。
- ②平成30年中の当組合管内の出火率は2.0件となっており、全国平均の3.0件と比較して低い結果となった。

今後の課題(未達成の課題等)

- ①予防業務に熟達した者や予防技術資格者の定年退職に伴い、予防技術の低下や予防技術資格者の減少が危惧される。
- ②設置義務化から10年が経過する住宅用火災警報器は、電池切れや故障などにより取り外されたままになることが懸念される。

今後の展開

<table border="1"> <tr> <td>A 重点化・拡大して継続</td> <td rowspan="4">A</td> <td rowspan="4"> <p>①埼玉西武ライオンズの選手をモデルとした火災予防ポスターの作成は、市民の関心も高く一定の効果が認められるため継続する。</p> <p>②予防業務の適切な執行や高度化を図るため、予防技術資格者を計画的に育成していく。</p> <p>③住宅用火災警報器の電池切れによる交換や適切な維持管理について、広報活動を充実させる。</p> </td> </tr> <tr> <td>B 現状のまま継続</td> </tr> <tr> <td>C 見直しして継続</td> </tr> <tr> <td>D 休止・廃止等</td> </tr> </table>	A 重点化・拡大して継続	A	<p>①埼玉西武ライオンズの選手をモデルとした火災予防ポスターの作成は、市民の関心も高く一定の効果が認められるため継続する。</p> <p>②予防業務の適切な執行や高度化を図るため、予防技術資格者を計画的に育成していく。</p> <p>③住宅用火災警報器の電池切れによる交換や適切な維持管理について、広報活動を充実させる。</p>	B 現状のまま継続	C 見直しして継続	D 休止・廃止等	<table border="1"> <tr> <td>1 大幅な見直しは必要ない</td> </tr> <tr> <td>2 見直しには法令等の改正が必須</td> </tr> <tr> <td>3 見直しの必要性はあるが時期尚早</td> </tr> <tr> <td>4 現状では見直しが不可能</td> </tr> <tr> <td>1 見直し・縮小</td> </tr> <tr> <td>2 他事業との整理・統合</td> </tr> <tr> <td>1 休止</td> </tr> <tr> <td>2 廃止</td> </tr> <tr> <td>3 完了</td> </tr> </table>	1 大幅な見直しは必要ない	2 見直しには法令等の改正が必須	3 見直しの必要性はあるが時期尚早	4 現状では見直しが不可能	1 見直し・縮小	2 他事業との整理・統合	1 休止	2 廃止	3 完了
A 重点化・拡大して継続	A			<p>①埼玉西武ライオンズの選手をモデルとした火災予防ポスターの作成は、市民の関心も高く一定の効果が認められるため継続する。</p> <p>②予防業務の適切な執行や高度化を図るため、予防技術資格者を計画的に育成していく。</p> <p>③住宅用火災警報器の電池切れによる交換や適切な維持管理について、広報活動を充実させる。</p>												
B 現状のまま継続																
C 見直しして継続																
D 休止・廃止等																
1 大幅な見直しは必要ない																
2 見直しには法令等の改正が必須																
3 見直しの必要性はあるが時期尚早																
4 現状では見直しが不可能																
1 見直し・縮小																
2 他事業との整理・統合																
1 休止																
2 廃止																
3 完了																

計画事業番号	0002720	事務事業名	火災予防事業(所沢中央消防署)		
所属部	所沢中央消防署	所属課	予防指導課(中)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①火災予防広報に関すること。
- ②防火思想の普及啓発に関すること。
- ③火災予防の企画に関すること。
- ④住宅防火対策に関すること。
- ⑤各関連団体に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	② 手段(どのような方法で実施するのか)	③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
----------------------------------	----------------------	---------------------

管内の住民、事業所	火災予防キャンペーン、広報誌への掲載や住宅防火訪問により、火災予防を周知をする。	管内の住宅火災による死傷者が低減する。
-----------	--	---------------------

(3) 事業費

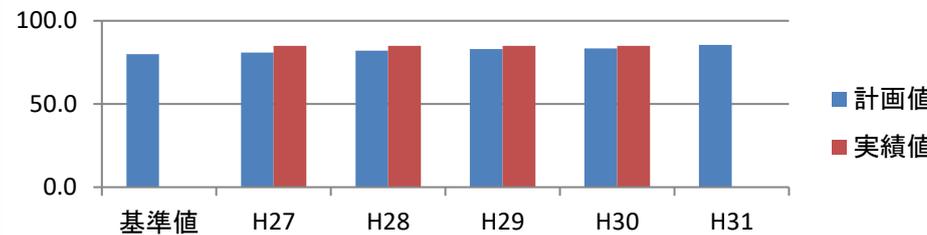
決算額(千円)	平成30年度	823
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

管轄における住宅用火災警報器の設置率



単位

%

(2)現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ①単身高齢者世帯へ防火訪問し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図った。(防火訪問実施件数:52件)
- ②火災予防運動の期間中や火災予防キャンペーンにおいて、住宅用火災警報器の設置普及の広報を実施した。

今後の課題(未達成の課題等)

- ①住宅用火災警報器設置の更なる促進
- ②住宅用火災警報器の電池切れ、故障などの事例が想定されるため、適切な維持管理に関するPRを充実させる。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	火災予防運動や火災予防キャンペーンの実施内容について更なる充実を図り、住宅用火災警報器の設置や維持管理など、住宅における火災予防対策を推進していく。	
B 現状のまま継続					
C 見直しして継続					1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合
D 休止・廃止等					1 休止 2 廃止 3 完了

計画事業番号	0002730	事務事業名	火災予防事業(所沢東消防署)		
所属部	所沢東消防署	所属課	予防指導課(東)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 火災予防広報に関すること。
- ② 防火思想の普及啓発に関すること。
- ③ 火災予防の企画に関すること。
- ④ 住宅防火対策に関すること。
- ⑤ 各関連団体に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	② 手段(どのような方法で実施するのか)	③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
管内の住民、事業所	火災予防キャンペーン、広報誌への掲載や住宅防火訪問により、火災予防を周知をする。	管内の住宅火災による死傷者が低減する。

(3) 事業費

決算額(千円)	平成30年度	571
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1) 指標名	実績の推移																					
管轄における住宅用火災警報器の設置率	<table border="1"> <caption>実績の推移 (設置率)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>計画値 (%)</th> <th>実績値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>~65</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>~65</td> <td>~75</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>~65</td> <td>~75</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>~65</td> <td>~75</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>~65</td> <td>~75</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>~65</td> <td>~75</td> </tr> </tbody> </table>	年度	計画値 (%)	実績値 (%)	基準値	~65	-	H27	~65	~75	H28	~65	~75	H29	~65	~75	H30	~65	~75	H31	~65	~75
年度	計画値 (%)	実績値 (%)																				
基準値	~65	-																				
H27	~65	~75																				
H28	~65	~75																				
H29	~65	~75																				
H30	~65	~75																				
H31	~65	~75																				
単位																						
%																						

(2) 現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	2
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ① 単身高齢者世帯へ防火訪問し、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進を図った。(防火訪問実施件数:50件)
- ② 火災予防運動の期間中や火災予防キャンペーンにおいて、住宅用火災警報器の設置普及の広報を実施した。

今後の課題(未達成の課題等)

- ① 住宅用火災警報器設置のさらなる促進
- ② 住宅用火災警報器の電池切れ、故障などの事例が想定されるため、適切な維持管理に関するPRを充実させる。

今後の展開

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	今後の取組方針 ① 火災予防運動等の行事や市報など効果的な広報活動について検討し、より充実した広報活動を行う。 ② 機器や電池交換の時期と合わせ、設置の効果を広報することで更なる設置率の向上を目指す。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				

計画事業番号	0002740	事務事業名	火災予防事業(狭山消防署)		
所属部	狭山消防署	所属課	予防指導課(狭)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 火災予防広報に関すること。
- ② 防火思想の普及啓発に関すること。
- ③ 火災予防の企画に関すること。
- ④ 住宅防火対策に関すること。
- ⑤ 各関連団体に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

管内の住民、事業所

② 手段(どのような方法で実施するのか)

火災予防キャンペーン、広報誌への掲載や住宅防火訪問により、火災予防を周知をする。

③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

管内の住宅火災による死傷者が低減する。

(3) 事業費

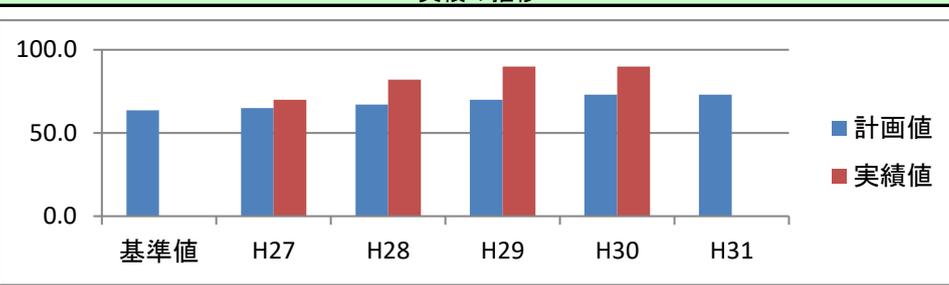
決算額(千円)	平成30年度	790
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1) 指標名

管轄における住宅用火災警報器の設置率

実績の推移



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ① 住宅用火災警報器の設置状況の把握及び設置の促進を図った。(設置率90%)
- ② 狭山市女性消防団員と協力し単身高齢者世帯へ防火訪問を実施した。(防火訪問実施件数:82件)

今後の課題(未達成の課題等)

- ① 住宅用火災警報器の設置の更なる促進
- ② 住宅用火災警報器の電池切れ、故障などの事例が想定されるため、適切な維持管理に関するPRを充実させる。

今後の展開

今後の展開		今後の取組方針		
A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合
D 休止・廃止等				1 休止 2 廃止 3 完了

継続的に火災予防広報を実施し、住宅用火災警報器の設置世帯数の向上や維持管理の推進に努める。

計画事業番号	0002750	事務事業名	火災予防事業(入間消防署)		
所属部	入間消防署	所属課	予防指導課(入)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①火災予防広報に関すること。
- ②防火思想の普及啓発に関すること。
- ③火災予防の企画に関すること。
- ④住宅防火対策に関すること。
- ⑤各関連団体に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

管内の住民、事業所

② 手段(どのような方法で実施するのか)

火災予防キャンペーン、広報誌への掲載や住宅防火訪問により、火災予防を周知をする。

③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

管内の住宅火災による死傷者が低減する。

(3) 事業費

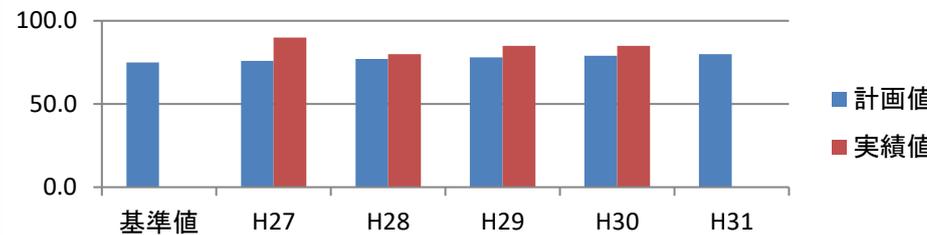
決算額(千円)	平成30年度	2,751
---------	--------	-------

2. 事後評価の部

(1)指標名

管内における住宅用火災警報器の設置率

実績の推移



単位

%

(2)現状分析

設 問	分析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

・平成30年度単身高齢者世帯への防火訪問実施件数 437件

今後の課題(未達成の課題等)

住宅用火災警報器の電池切れ、故障などの事例が想定されるため、適切な維持管理に関するPRを充実させる。

今後の展開

今後の展開		今後の取組方針	
A 重点化・拡大して継続		B	1
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能		
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合		
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了		
		行事・広報等の機会を捉えて住宅用火災警報器の設置や維持管理の推進を実施していく。	

計画事業番号	0002760	事務事業名	火災予防事業(飯能日高消防署)		
所属部	飯能日高消防署	所属課	予防指導課(飯)	担当・係	消防同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 火災予防広報に関すること。
- ② 防火思想の普及啓発に関すること。
- ③ 火災予防の企画に関すること。
- ④ 住宅防火対策に関すること。
- ⑤ 各関連団体に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) ② 手段(どのような方法で実施するのか) ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等		
管内の住民、事業所	火災予防キャンペーン、広報誌への掲載や住宅防火訪問により、火災予防を周知をする。	管内の住宅火災による死傷者が低減する。

(3) 事業費

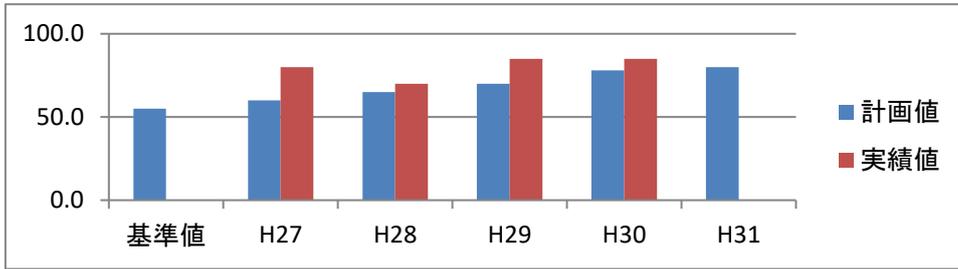
決算額(千円)	平成30年度	879
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1) 指標名

管内における住宅用火災警報器の設置率

実績の推移



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	2
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ① 火災予防運動の期間中において防火に関する広報活動を実施した。
- ② 単身高齢者世帯への防火訪問を実施した。(防火訪問実施件数:319件)

今後の課題(未達成の課題等)

- ① 住宅用火災警報器設置の更なる促進
- ② 住宅用火災警報器の電池切れ、故障などの事例が想定されるため、適切な維持管理に関するPRを充実させる。

今後の展開

<p>A 重点化・拡大して継続</p> <p>B 現状のまま継続</p> <p>C 見直しして継続</p> <p>D 休止・廃止等</p>	<p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性はあるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p> <p>1 見直し・縮小</p> <p>2 他事業との整理・統合</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了</p>	B	1	<p>今後の取組方針</p> <p>住宅用火災警報器の設置や維持管理の推進を実施していく。</p>
---	--	---	---	---

計画事業番号	0002920	事務事業名	火災原因調査事業(所沢中央消防署)		
所属部	所沢中央消防署	所属課	予防指導課(中)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に関すること。
- ②火災原因調査に必要となる資機材の整備に関すること。
- ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。
- ④火災の統計に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	② 手段(どのような方法で実施するのか)	③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
----------------------------------	----------------------	---------------------

消防署の調査員	署調査員を対象とした署内研修会を開催する。	消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。
---------	-----------------------	--

(3) 事業費

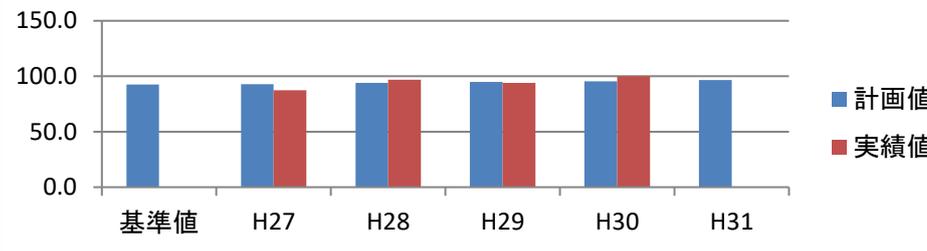
決算額(千円)	平成30年度	362
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

火災原因の究明率(年中)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ①火災調査指導員研修会や火災調査時に実地指導を行い、調査員の技術向上を図った。
- ②火災原因究明率は、100%であった。

今後の課題(未達成の課題等)

若年層職員の火災調査技術の向上や育成が必要である。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	高い火災原因究明率を維持するため、研修会の内容の見直しを行い、職員の火災調査に対する知識や技術の向上を図る。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				

計画事業番号	0002930	事務事業名	火災原因調査事業(所沢東消防署)		
所属部	所沢東消防署	所属課	予防指導課(東)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に関すること。
- ② 火災原因調査に必要な資機材の整備に関すること。
- ③ 火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。
- ④ 火災の統計に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署の調査員

署調査員を対象とした署内研修会を開催する。

消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。

(3) 事業費

決算額(千円)

平成30年度

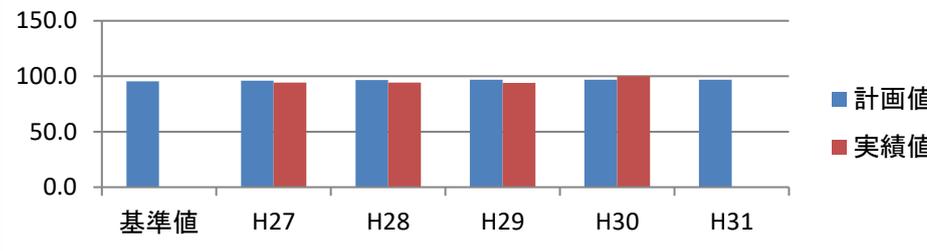
360

2. 事後評価の部

(1) 指標名

実績の推移

火災原因の究明率(年中)



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ① 火災調査指導員研修会の参加や火災調査時に実地研修を行い、調査員の技術向上に努めた。
- ② 火災原因の究明率は100%であった。

今後の課題(未達成の課題等)

若年層職員の火災調査技術の向上や育成が必要である。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	研修会の内容を見直し、職員の火災調査に対する知識や技術の向上を図る。	
B 現状のまま継続					
C 見直しして継続					1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合
D 休止・廃止等					1 休止 2 廃止 3 完了

計画事業番号	0002940	事務事業名	火災原因調査事業(狭山消防署)		
所属部	狭山消防署	所属課	予防指導課(狭)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に関すること。
- ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。
- ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。
- ④火災の統計に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署の調査員

署調査員を対象とした署内研修会を開催する。

消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。

(3) 事業費

決算額(千円)

平成30年度

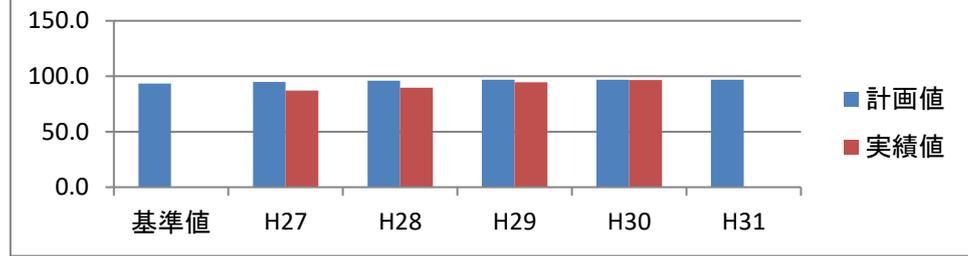
551

2. 事後評価の部

(1) 指標名

実績の推移

火災原因の究明率(年中)



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ①火災原因調査資器材の整備並びに火災調査員を対象とした研修会(受講者67名)を実施した。
- ②平成30年狭山市内の火災件数は31件であり、火災原因究明率は96.7%であった。また、予防指導課が署隊と共に原因調査に携わった件数は31件中13件であった。

今後の課題(未達成の課題等)

ベテラン職員の大量退職などにより、火災原因調査の知識・技術のレベル低下が懸念されるため、若年職員へ知識と技能を伝承し、火災調査技術の向上を図る必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	火災調査員研修会の内容を検討することや、予防指導課調査員が火災調査に立ち会うことで、更なる知識と技能の向上を図る。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				

計画事業番号	0002950	事務事業名	火災原因調査事業(入間消防署)		
所属部	入間消防署	所属課	予防指導課(入)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に関すること。
- ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。
- ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。
- ④火災の統計に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署の調査員

署調査員を対象とした署内研修会を開催する。

消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。

(3) 事業費

決算額(千円)

平成30年度

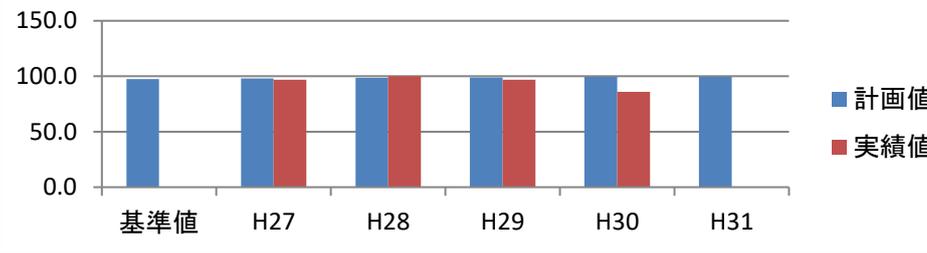
383

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

火災原因の究明率(年中)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

・平成30年入間市内の火災件数22件 (火災原因究明率86%)

今後の課題(未達成の課題等)

ベテラン職員の退職に伴い、若年層職員の火災調査技術の向上や育成が必要である。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	業務に携わる職員全体の知識、技術の向上を図り、火災原因の究明率向上を目指していく。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				

計画事業番号	0002960	事務事業名	火災原因調査事業(飯能日高消防署)		
所属部	飯能日高消防署	所属課	予防指導課(飯)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	住宅防火の推進

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に関すること。
- ②火災原因調査に必要となる資器材の整備に関すること。
- ③火災原因調査の知識と技術の向上に関すること。
- ④火災の統計に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署の調査員

署調査員を対象とした署内研修会を開催する。

消防署管内で発生した火災の原因を究明し、これによって生じた損害の程度を明らかにする。

(3) 事業費

決算額(千円)

平成30年度

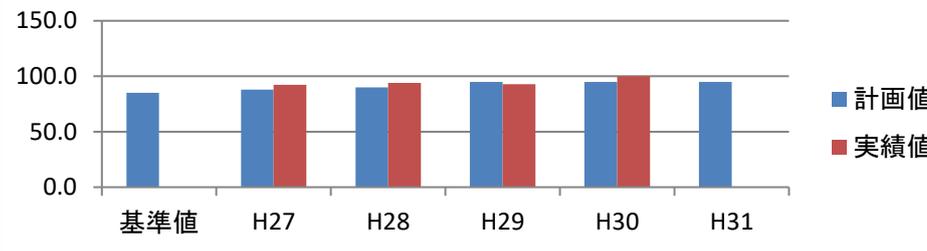
557

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

火災原因の究明率(年中)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	1
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

火災調査指導員研修会の参加や火災調査時に実地指導を行い、調査員の技術を向上させた。

今後の課題(未達成の課題等)

火災調査担当員の技術を向上し、職員全体の火災原因調査に対する知識や技術を習熟させていく必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	火災調査指導員研修などを行う。	
B 現状のまま継続					
C 見直しして継続					1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合
D 休止・廃止等					1 休止 2 廃止 3 完了

計画事業番号	0002820	事務事業名	消防同意・査察事業(所沢中央消防署)		
所属部	所沢中央消防署	所属課	予防指導課(中)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 建築確認等の同意事務に関する事。
- ② 消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関する事。
- ③ 予防査察指導事業の資機材の整備に関する事。
- ④ 防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関する事。
- ⑤ 消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関する事。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の防火対象物

年間実施計画に基づき立入検査を実施する。

防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。

(3) 事業費

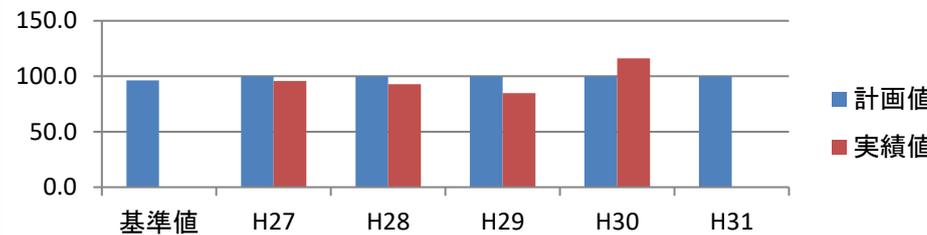
決算額(千円)	平成30年度	70
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	2
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

年間実施計画に基づき、防火対象物への立入検査を実施した。
 ・立入検査計画件数 1058件 ・立入検査実施件数 1230件 ・立入検査実施率 116.3%
 ・違反件数 854件 ・是正件数 345件 ・是正率 40.4%

今後の課題(未達成の課題等)

法令違反のある防火対象物の是正率向上に向けた取り組みとして、査察指導員の知識、技術の向上や効果的な査察の実施など、予防査察体制の充実・強化を図る必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	A	人命の危険性が高い特定防火対象物の違反是正を最優先し、予防査察体制の充実・強化を図る。
B 現状のまま継続		
C 見直しして継続		
D 休止・廃止等		

計画事業番号	0002830	事務事業名	消防同意・査察事業(所沢東消防署)		
所属部	所沢東消防署	所属課	予防指導課(東)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 建築確認等の同意事務に関する事。
- ② 消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関する事。
- ③ 予防査察指導事業の資機材の整備に関する事。
- ④ 防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関する事。
- ⑤ 消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関する事。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) ② 手段(どのような方法で実施するのか) ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の防火対象物 年間実施計画に基づき立入検査を実施する。 防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。

(3) 事業費

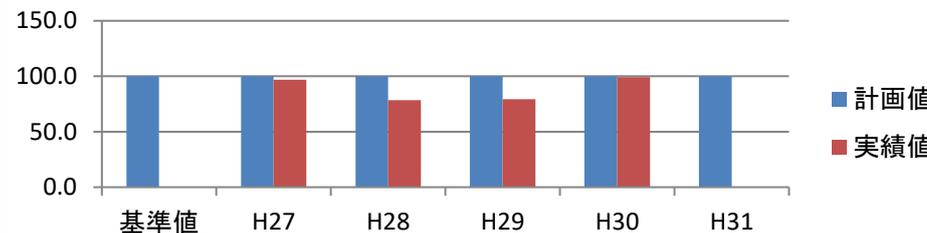
決算額(千円)	平成30年度	286
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1) 指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	2
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

防火対象物の立入検査を行い、消防用設備等の維持管理や防火管理の状況を検査し、不備事項の改善指導を図った。

- ・立入検査計画件数:800件 実施件数:793件 実施率:99.1%
- ・違反件数:416件 是正件数:246件 是正率:59.1%

今後の課題(未達成の課題等)

平成29年度に「違反対象物の公表制度」が開始され、重大な法令違反のある建物の違反是正が進んだが、公表対象外の建物(非特定防火対象物)についても違反是正を強化する必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	A	重大な消防法令違反のある防火対象物は、火災発生時の延焼危険が高く、人命に著しい影響を与えることから、違反是正への取組みを強化する。
B 現状のまま継続		
C 見直しして継続		
D 休止・廃止等		

計画事業番号	0002840	事務事業名	消防同意・査察事業(狭山消防署)		
所属部	狭山消防署	所属課	予防指導課(狭)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 建築確認等の同意事務に関する事。
- ② 消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関する事。
- ③ 予防査察指導事業の資器材の整備に関する事。
- ④ 防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関する事。
- ⑤ 消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関する事。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) ② 手段(どのような方法で実施するのか) ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の防火対象物

年間実施計画に基づき立入検査を実施する。

防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。

(3) 事業費

決算額(千円)

平成30年度

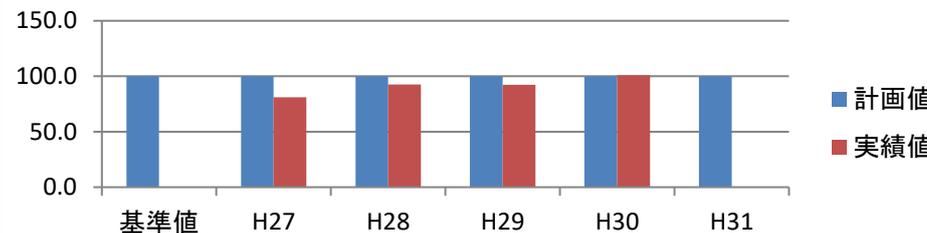
169

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施するべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ① 平成30年度査察指導員研修会受講者 67人
- ② 平成30年度立入検査計画件数 1031件
- ③ 平成30年度立入検査実施件数 1041件
- ④ 平成30年度立入検査実施率 101.0%

今後の課題(未達成の課題等)

立入検査実施率100%を維持するとともに、指摘事項の是正率を向上する必要がある。

- ① 平成30年度立入検査指摘件数 669件
- ② 平成30年度指摘事項是正件数 323件
- ③ 平成30年度指摘事項是正率 48.3%

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	A	効果的な立入検査を実施するとともに、消防法令違反の防火対象物に対し重点的に違反是正を行う。
B 現状のまま継続		
C 見直しして継続		
D 休止・廃止等		

計画事業番号	0002850	事務事業名	消防同意・査察事業(入間消防署)		
所属部	入間消防署	所属課	予防指導課(入)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 建築確認等の同意事務に関する事。
- ② 消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関する事。
- ③ 予防査察指導事業の資器材の整備に関する事。
- ④ 防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関する事。
- ⑤ 消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関する事。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の防火対象物	年間実施計画に基づき立入検査を実施する。	防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。
-------------	----------------------	------------------------------------

(3) 事業費

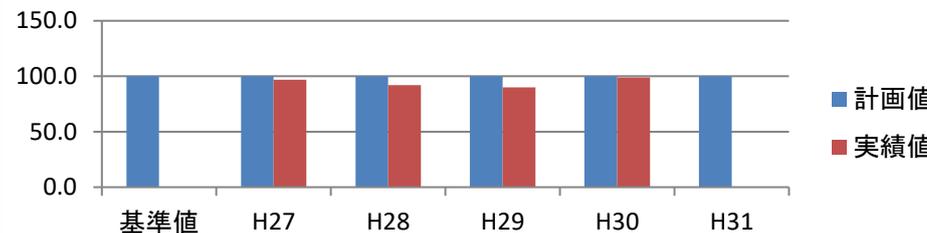
決算額(千円)	平成30年度	97
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1) 指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ・平成30年度立入検査計画件数 956件
- ・平成30年度立入検査実施件数 973件
- ・平成30年度立入検査実施率 101.8%

今後の課題(未達成の課題等)

査察員の知識と技術を向上し、防火対象物の立入検査を計画的に実施して消防法令違反を是正する。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	A	予防業務の研修会を開催し、査察員の知識と技術を向上させ、防火対象物の立入検査による消防法令違反の是正を求めていく。	
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合
D 休止・廃止等				1 休止 2 廃止 3 完了

計画事業番号	0002860	事務事業名	消防同意・査察事業(飯能日高消防署)		
所属部	飯能日高消防署	所属課	予防指導課(飯)	担当・係	同意・査察
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 建築確認等の同意事務に関する事。
- ② 消防法令に基づく立入検査及び違反処理に関する事。
- ③ 予防査察指導事業の資器材の整備に関する事。
- ④ 防火対象物点検及び防災管理点検報告制度の特例認定の審査に関する事。
- ⑤ 消防法令改正に伴う運用の知識と技術の向上に関する事。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の防火対象物	年間実施計画に基づき立入検査を実施する。	防火対象物における消防法令違反を是正し、施設利用者の安全を確保する。
-------------	----------------------	------------------------------------

(3) 事業費

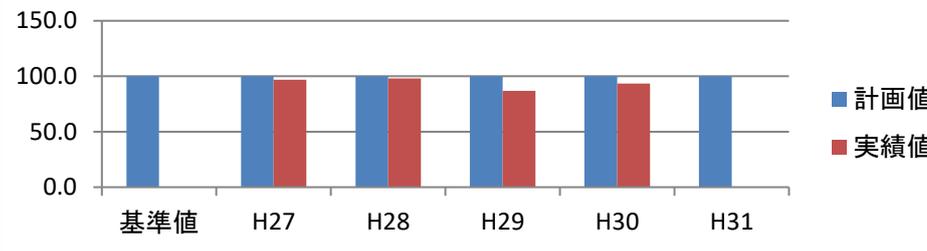
決算額(千円)	平成30年度	107
---------	--------	-----

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	2
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

防火対象物の立入検査を行い、消防設備等の維持管理、不備事項の改善指導が行えた。

- ・平成30年度立入検査実施件数 864件
- ・平成30年度立入検査実施率 93.7%

今後の課題(未達成の課題等)

予防査察指導員の知識と技術の向上に努め、さらに立入検査を計画的に実施し違反等を指導是正する必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	A	違反防火対象物に対して是正を求める。
B 現状のまま継続		
C 見直しして継続		
D 休止・廃止等		

計画事業番号	0003020	事務事業名	保安事業(所沢中央消防署)		
所属部	所沢中央消防署	所属課	予防指導課(中)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ① 危険物の規制に関すること。
- ② 危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。
- ③ 火薬・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。
- ④ 違反処理に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	② 手段(どのような方法で実施するのか)	③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
消防署管内の危険物許可施設	年度計画に基づき立入検査を実施する。	危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。

(3) 事業費

決算額(千円)	平成30年度	67
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1) 指標名	実績の推移
査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)	
単位	
%	

(2) 現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	2

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

年間実施計画に基づき、危険物施設への立入検査を実施した。
 ・立入検査計画数 94施設 ・立入検査実施数 91施設 ・立入検査実施率 96.8%
 ・違反数 15施設 ・是正数 9施設 ・是正率 60%

今後の課題(未達成の課題等)

火災の発生や火災による人的・物的被害を低減するために、軽微な違反を含め危険物施設等の違反率を0%とする必要がある。

今後の展開

今後の展開	今後の取組方針											
<table border="1"> <tr> <td>A 重点化・拡大して継続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 現状のまま継続</td> <td> 1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能 </td> </tr> <tr> <td>C 見直しして継続</td> <td> 1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合 </td> </tr> <tr> <td>D 休止・廃止等</td> <td> 1 休止 2 廃止 3 完了 </td> </tr> </table>	A 重点化・拡大して継続		B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合	D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了	<table border="1"> <tr> <td>B</td> <td>1</td> <td>危険物施設等における事故、火災等の重大性を認識し、施設の法令違反0%に向けた査察を実施するなど火災予防対策を推進する。</td> </tr> </table>	B	1	危険物施設等における事故、火災等の重大性を認識し、施設の法令違反0%に向けた査察を実施するなど火災予防対策を推進する。
A 重点化・拡大して継続												
B 現状のまま継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能											
C 見直しして継続	1 見直し・縮小 2 他事業との整理・統合											
D 休止・廃止等	1 休止 2 廃止 3 完了											
B	1	危険物施設等における事故、火災等の重大性を認識し、施設の法令違反0%に向けた査察を実施するなど火災予防対策を推進する。										

計画事業番号	0003030	事務事業名	保安事業(所沢東消防署)		
所属部	所沢東消防署	所属課	予防指導課(東)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①危険物の規制に関すること。
- ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。
- ③火薬・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。
- ④違反処理に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

- ① 対象(誰、何を対象にしているのか)
- ② 手段(どのような方法で実施するのか)
- ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の危険物許可施設	年度計画に基づき立入検査を実施する。	危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。
---------------	--------------------	--------------------------------------

(3) 事業費

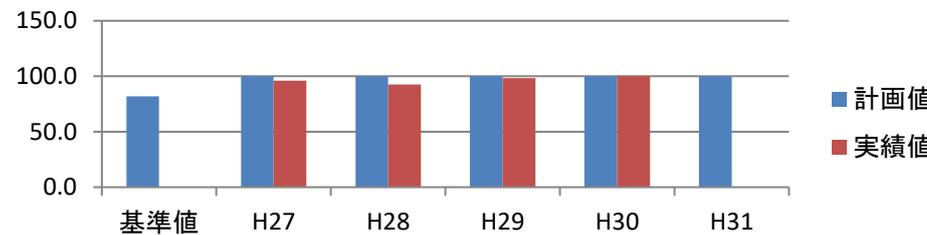
決算額(千円)	平成30年度	92
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1) 指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ①立入検査を計画的に実施し、危険物施設の災害防止が図れた。
- ②立入検査実施件数は90件で、実施率は100%であった。

今後の課題(未達成の課題等)

危険物施設の立入検査を継続的に実施する。特に、経年劣化した危険物施設の油流出事故が全国的に増加傾向にある中、事業所の保安体制強化や腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクの措置など、危険物の漏えい拡散を防止するための効果的な立入検査の実施に努める必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	効率的な立入検査を実施し、違反是正率の向上を図るとともに、老朽化した施設に対するフォローアップに努める。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				

計画事業番号	0003040	事務事業名	保安事業(狭山消防署)		
所属部	狭山消防署	所属課	予防指導課(狭)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①危険物の規制に関すること。
- ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。
- ③火薬・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。
- ④違反処理に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	② 手段(どのような方法で実施するのか)	③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)
消防署管内の危険物許可施設	年度計画に基づき立入検査を実施する。	危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。

(3) 事業費

決算額(千円)	平成30年度	86
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1)指標名	実績の推移																					
査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)	<table border="1"> <caption>実績の推移 (査察計画に基づく立入検査実施率)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>計画値 (%)</th> <th>実績値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>100.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>100.0</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	計画値 (%)	実績値 (%)	基準値	100.0	-	H27	100.0	100.0	H28	100.0	100.0	H29	100.0	90.0	H30	100.0	100.0	H31	100.0	100.0
年度	計画値 (%)	実績値 (%)																				
基準値	100.0	-																				
H27	100.0	100.0																				
H28	100.0	100.0																				
H29	100.0	90.0																				
H30	100.0	100.0																				
H31	100.0	100.0																				
単位																						
%																						

(2)現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	3
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

立入検査の年間実施計画に基づき、危険物施設への立入検査を実施した。

- ・平成30年度立入検査計画件数 230件
- ・平成30年度立入検査実施件数 226件
- ・平成30年度立入検査実施率 98.3%

今後の課題(未達成の課題等)

立入検査実施率100%を目標に効果的な立入検査を実施する必要がある。

今後の展開

<p>A 重点化・拡大して継続</p> <p>B 現状のまま継続</p> <p>C 見直しして継続</p> <p>D 休止・廃止等</p>	<p>1 大幅な見直しは必要ない</p> <p>2 見直しには法令等の改正が必須</p> <p>3 見直しの必要性はあるが時期尚早</p> <p>4 現状では見直しが不可能</p> <p>1 見直し・縮小</p> <p>2 他事業との整理・統合</p> <p>1 休止</p> <p>2 廃止</p> <p>3 完了</p>	B	1	<p>今後の取組方針</p> <p>災害防止に効果的な立入検査を実施するとともに、消防法令違反の是正を行う。</p>
---	--	---	---	--

計画事業番号	0003050	事務事業名	保安事業(入間消防署)		
所属部	入間消防署	所属課	予防指導課(入)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1)事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①危険物の規制に関すること。
- ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。
- ③火薬・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。
- ④違反処理に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) ② 手段(どのような方法で実施するのか) ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の危険物許可施設	年度計画に基づき立入検査を実施する。	危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。
---------------	--------------------	--------------------------------------

(3) 事業費

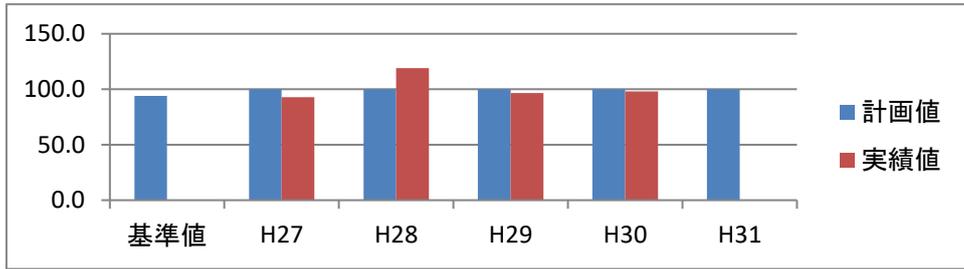
決算額(千円)	平成30年度	89
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1)指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2)現状分析

設 問	分析			3
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	2
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3)事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

- ・平成30年度立入検査計画件数 107件
- ・平成30年度立入検査実施件数 151件
- ・平成30年度立入検査実施率 141.1%

今後の課題(未達成の課題等)

違反是正の手順を明確にし、早期の是正を図る必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	計画的かつ効率的な立入検査を実施し、違反施設に対しては継続的な是正指導を行う。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				

計画事業番号	0003060	事務事業名	保安事業(飯能日高消防署)		
所属部	飯能日高消防署	所属課	予防指導課(飯)	担当・係	危険物
章	予防行政の推進	節	火災予防対策の推進	主要施策	予防査察体制の強化

1. 事業内容

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

- ①危険物の規制に関すること。
- ②危険物許可施設等の検査及び査察に関すること。
- ③火薬・高圧ガス・液化石油ガスに関すること。
- ④違反処理に関すること。

(2) 事務事業の分析と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) ② 手段(どのような方法で実施するのか) ③ 結果(どんな結果に結び付けるのか)

* 人や自然資源等

消防署管内の危険物許可施設 年度計画に基づき立入検査を実施する。 危険物許可施設における消防法令違反を是正し、事故の発生を未然に防止する。

(3) 事業費

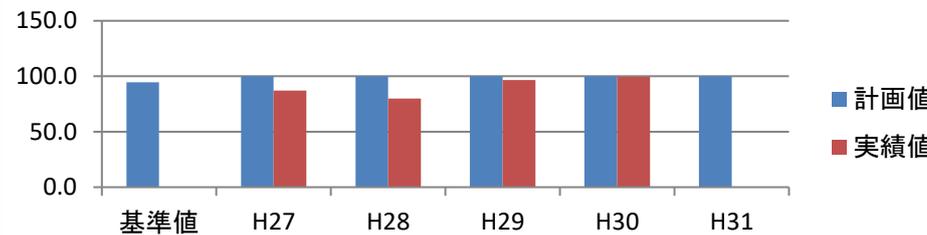
決算額(千円)	平成30年度	57
---------	--------	----

2. 事後評価の部

(1) 指標名

実績の推移

査察計画に基づく立入検査実施率(管轄)



単位

%

(2) 現状分析

設 問	分 析			
	3	2	1	
法令に基づき、義務付けられている事業である。	義務付けられている		義務付けられていない	3
国や県、民間ではなく、市が主体的に実施すべき事業である。	実施しなければならない	実施すべきである	実施する必要性は低い	3
市民・団体・議会等から要望や要請がある事業である。	多くの要望等がある	要望等がある	要望等はない	1
社会情勢の変化などにより、事業開始時の目的が変化している。	変化していない	若干変化している	変化している	3
「施策」の目的を実現するために有効な事業である。	非常に有効である	有効である	あまり有効ではない	2
事業の成果を示すデータがあり、実績がある。	把握している	把握不可能である	把握していない	3
類似事業はなく、統合など再構築した中では実施できない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
サービス水準を落とさずにコスト削減や効率的運営はできない。	実施不可能である	検討の余地がある	実施可能である	3
実施に当たって民間委託や市民との協働の余地がある。	余地がない	余地がある	多くの余地がある	3

(3) 事務事業の評価

これまでの主な取組と成果

立入検査を実施し、危険物施設の災害防止が図れた。
 ・平成30年度立入検査実施件数 186件
 ・平成30年度立入検査実施率 100%

今後の課題(未達成の課題等)

査察指導員の知識と技術の向上に努め、更に立入検査を計画的に実施し違反等を指導・是正する必要がある。

今後の展開

今後の取組方針

A 重点化・拡大して継続	1 大幅な見直しは必要ない 2 見直しには法令等の改正が必須 3 見直しの必要性はあるが時期尚早 4 現状では見直しが不可能	B	1	立入検査が実施されていない危険物許可施設への立入検査を実施する。
B 現状のまま継続				
C 見直しして継続				
D 休止・廃止等				